

中野区ホームページ ▶ <http://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/>

特集

税の申告はお早めに

住民税・所得税の申告期間

2月16日(木) ~ 3月15日(水)

みなさんに必要な申告を確認しましょう



▲中野区税務担当職員

Aさん



学業専念(20歳) 収入なし

Bさん



昨年3月に会社を退職。その後2か所でアルバイト

Cさん



年金収入300万円。医療費控除あり

スタート

平成29年1月1日現在の住所は、**中野区**ですか

はい ↓

平成28年中に**収入**がありましたか

はい ↓

次の**①②③**いずれかに該当しますか

- ① 1か所からの給与の支払いを受けている人で、給与収入が2,000万円以下であり(年末調整済み)、その他の所得が20万円以下
- ② 2か所以上からの給与の支払いを受けている人で、給与収入が2,000万円以下であり(年末調整済み)、中心となる給与以外の金額とその他の所得が20万円以下
- ③ 公的年金収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下

はい ↓

収入が給与、公的年金のみで、それらの支払者から中野区役所へ「支払報告書」が提出されていますか

はい ↓

「支払報告書」に記載されている以外に対象となる控除(医療費など一定の条件の下で所得から差し引くことのできるもの)がありますか

いいえ (中野区外)

いいえ (収入なし)

いいえ (いずれにも該当しない)

いいえ (提出なし)

いいえ (控除なし)

住民税の申告が必要な場合は1月1日現在の住所地で手続きを。所得税の申告が必要な場合は

2ページ2へ

住民税申告書裏面の連絡書欄に記入して区役所へ提出を

2ページ1へ

収入がなく7も、申告書を提出しないとイケないのね

Aさん

所得税の確定申告を **2ページ2へ**

☆所得税の確定申告をした方は、住民税の申告は不要

アルバイト先で年末調整されていないから、こっちなんだね

Bさん

医療費控除を受けるためには申告が必要なんだな

Cさん

所得税の確定申告を **2ページ2へ**

2ページ2へ

所得税の還付がありますか

はい (還付あり)

いいえ (還付なし)

区役所で特別区民税・都民税(住民税)の申告を **2ページ1へ**

2ページ1へ

はい (控除あり)

申告不要

住民税の変更点は3ページで確認を



- 4 …… 区からのお知らせ
- 7 …… 民生・児童委員は身近な相談相手 (保存版)
- 12 …… 情報スクエア (公共機関・民間団体からのお知らせ)
- 13 …… 高齢者・介護情報
- 13 …… 子ども・子育て・教育
- 15 …… 健康・福祉 (休日当番医・当番薬局 ほか)